

総合評価方式にかかる注意事項

【入札書・技術提案資料の提出について】

- 1 入札書について（持参又は郵便の場合）
 - (1) 入札書（総合評価方式用）の様式は下関市上下水道局ホームページからダウンロードし使用してください。
 - (2) 入札書には、工事名・金額・入札日付（郵送の場合は、郵送した日・持参の場合は、持参した日）・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
 - (3) 入札書は1件ごとに封筒に入れ封緘してください。封筒には、開札日・工事名・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入し、「入札書在中」と朱書きしてください。
- 2 技術提案資料について
 - (1) 技術提案資料にかかる様式等は下関市上下水道局ホームページからダウンロードし使用してください。なお、評価項目に該当しない様式は省略し、添付漏れがないようご注意ください。
 - (2) 技術提案資料は、入札書とは別の封筒に入れ封緘してください。封筒には工事名・商号又は名称を記入し、「技術提案資料在中」と朱書きしてください。
- 3 提出方法
 - (1) 入札書の提出方法が電子、技術提案資料の提出方法が持参の場合は、原則、電子入札で入札を行った後、上下水道局経営管理課に技術提案資料を提出してください。
 - (2) 入札書及び技術提案資料の提出方法が持参の場合は、入札書と技術提案資料を同時に上下水道局経営管理課に提出してください。
 - (3) 入札書及び技術提案資料の提出方法が郵送の場合は、入札書と技術提案資料を同封の上、下記の郵送先に郵送してください。なお、この場合は配達記録郵便等の記録が残るものとしてください。
【郵送先】 下関市丸山郵便局留 下関市上下水道局総務課行
- 4 技術提案資料作成説明会について
技術提案資料作成説明会は開催しません。
- 5 入札書及び技術提案資料の引換え等の禁止
一度提出した入札書及び技術提案資料の引換え、差換え、撤回はできません。

6 無効となる入札について

次のいずれかに該当する場合は無効になりますのでご注意ください。

- (1) 1つの封筒に2枚以上の入札書を入れた入札
- (2) 入札書を持参又は郵送する場合において 入札書と同時に技術提案資料が提出されない入札
- (3) 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
- (4) 封筒に記載された案件名と入札書の案件名が異なる入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 代表者の記名押印のない入札
- (7) その他入札条件に合致しない入札

7 入札の辞退について

入札書及び技術提案資料を提出するまでの期間、入札を辞退することができます。

【施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等】

1 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとし、受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせます。ただし、再度の施工が困難な、あるいは合理的でない場合は、不誠実な行為として取扱います。併せて、工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点します。また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の扱いとします。

2 配置技術者の変更

配置技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提出した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更してください。この指示に従わないときは、1と同様に配置技術者に係る加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点します。